



## 自宅の売却トラブルにご注意を!!

高齢者に多いトラブル

## 自宅の売却契約はクーリング・オフ※ができません!



有利な話があると長時間勧誘され、自宅の売却と、住み続けるための賃貸借契約をさせられた。



このマンションは10年後に取り壊されるという嘘の説明を信じて、相場より安く売却する契約をしてしまった。



強引に安価な売却契約をさせられ、解約には高額な解約料がかかると言われた。



売却後、住宅のシロアリ駆除費用の負担を求められた。契約条項で定めてあることを知らなかった。

契約の内容をよく理解しないまま安易に売却の契約をしてしまうと、住む場所が見つからなかったり、解約の際に高額な違約金を支払うことになって生活資金や貯金が少なくなるなど、今後の生活に大きな影響が生じる可能性があります。

### \*\*\*トラブルにあわないために\*\*\*

- 自宅を不動産業者に売却する場合はクーリング・オフ※ができず、売買契約が成立すると無条件で契約を解除することはできません。
- 業者の説明を聞いたり書類などを見ても、わからないことや納得できないことがある場合は、それらが解決するまで契約をしないようにしましょう。
- 契約をする前に家族など信頼できる人に相談し、できるだけ1人では対応しないようにしましょう。
- 勧誘が迷惑だと思ったら「自宅は売りません」ときっぱり断り、「もう勧誘をしないでください」とはっきり伝えましょう。消費者が勧誘を断ったにもかかわらず勧誘を続けることは禁止されています。
- 自宅の電話機に留守番電話や迷惑電話対策機能がついている場合は常に設定を。迷惑勧誘の防止につながります。
- 困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

※クーリング・オフ…一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



## 特定商取引法が改正されました

### 注文や契約をしていないのに

### 一方的に送り付けられた商品は**直ちに処分可能に!!**

※改正前は、商品を受け取った日から起算して14日が経過するまでは処分できませんでした。

お金を払う必要は  
ありません!

#### \*\*\*一方的な送り付け行為への対応\*\*\*

- 一方的な送り付けは売買契約が成立していないので、**受け取る義務も金銭を支払う義務もありません。**
  - 宅配業者に「受け取りません」と伝えて商品の受取拒否をしましょう。受取拒否をせず商品を受け取った場合は、その商品を**直ちに処分することができます。**
  - 事業者から金銭を請求されても支払う必要はありません。消費者がその商品を開封したり処分したとしても、一切支払う必要はありません。絶対に支払わないでください。
- ★困ったり不安に思ったときは、**すぐに消費生活センターに相談しましょう。**

成年年齢引下げ豆知識 その4 来年 **2022年4月1日**から**成年年齢が18歳**になります!

### 「簡単に儲かる」「手軽にキレイに」「今だけ0円」の広告に注意!

インターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけにトラブルに巻き込まれています。うまい話は鵜呑みにせず、安易に契約をしないようにしましょう。借金をしてまで契約をしないこと、必要がなければきっぱり断りましょう!!

若者に多いトラブル



「儲け話」

必ず儲かると言われ情報商材を購入したが儲からない。人を紹介すると儲かるというマルチ取引でお金も友達も失った。



「強引な勧誘」

無料エステ体験に行ったら強引に勧誘され、断り切れず高額コースの契約をしてしまった。



「定期購入」

安かったので1回限りのつもりでサプリを購入したら、定期購入が条件だった。

## 消費生活無料法律相談会開催日

- ・ 8月11日(水) [ 午後1時30分から ]
- ・ 9月 8日(水) [ 午後3時30分まで ]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)  
 《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)  
 《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

相談してケロ!

交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
**山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452**